仕　様　別　紙

件　　名	生活・保健センター屋内消火栓ポンプユニット交換修繕

概要

１．目　的
生活・保健センター屋内消火栓ポンプユニットについて、呼水槽・オバーフロー管の交換及び、ポンプ一式の更新修繕を行うものです。

２．場　所　　日野市生活・保健センター（日野市日野本町１－６－２）

３．履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月１２日まで

４．修繕内容
既設撤去・新規搬入据付工
・ポンプユニット　メーカー：荏原製作所　品番：エバラ65MEFU355.5　　１台
（同等品は消防庁加圧送水装置の基準に達していること）
配管工

ＳＧＰＷ　６５	１本
ＳＧＰＷ　５０	１本
ＳＧＰＷ　４０	１本
ＶＳ　６５	１本
ＳＧＰ　２０	１本
同上継手類（消防認定伸縮継手類）	１式
支持金具（配管固定金具取付含む）	１式
電気工(火報信号線含む)	１式
塗装工	１式

※雑材消耗・消防申請費（消防法の必要事項すべて）・試運転調整等その他諸経費を含む。

５．作業条件
（１）修繕作業は、市担当者と調整した上、指定する日（平日のみ）に行うこと。
（２）修繕に必要な材料等については、事前に手配すること。

６．注意事項.
（１）作業日については、市担当者と綿密な調整を行うこと。
（２）修繕箇所については、事前に市担当者と確認すること。
（３）作業時間は平日の午前９時００分から午後５時００分とし、作業時間以外についても、安全確保に十分留意すること。
（４）作業及び車両の出入り等にあたっては、利用者及び通行人等への安全対策を十分に行い、事故のないよう施工すること。
（５）当施設内の工作物等を汚損又は破損させた場合は、受注者の負担において速やかに原形復旧すること。
（６）契約後、明らかになったやむをえない事情により条件が異なった場合には、市担当者と協議すること。
（７）本業務で発生する発生材等については、適切に処分すること。
（８）仕様上に記載なくとも当然必要と認められるもの、機能上必要とされるものについては、受注金額内において施工すること。また、仕様書等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず市担当者と協議すること。
（９）使用材料等については、事前に市担当者の承諾を得てから搬入すること。
（10）受注者は業務実施にあたり周囲に危険、迷惑等がかからないよう十分な配慮を行い、安全確保に努めること。

７．提出書類
（１）着手届・工程表
契約後速やかに提出すること。
（２）完了届・報告書（写真　作業前・後含む）
業務完了後速やかに提出すること。

受付番号
3621

仕　様　別　紙

件　　名	生活・保健センター屋内消火栓ポンプユニット交換修繕

概要

（３）消防法上の提出書類の控え
（４）使用部材承諾書（ポンプユニットのみ）

８．支払方法
完了後一括払いとする。

９．付記事項
（１）情報セキュリティポリシーの遵守
１）本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
２）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式１～様式６）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については日野市ホームページの入札情報から入手できる。
３）本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性２以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
４）本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。
（２）環境負荷低減の取組について
１）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる日野市の方針等（日野市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画　②環境配慮指針　③環境方針　④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画　⑥気候非常事態宣言　⑦日野市プラスチック・スマート宣言
２）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。
（３）障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務
本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第４２号）」に基づき、次の事項に留意すること。
１）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
２）差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第１３条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第１２条の規定による「勧告」に従わないときは、日野市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。
（４）内部通報制度
１）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和３年６月１日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
２）内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱い

受付番号
3621

仕　様　別　紙

件　　名	生活・保健センター屋内消火栓ポンプユニット交換修繕

概要

を受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

（５）環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

受付番号
3621